

第442回

佐賀地方最低賃金審議会議事次第

1 日 時 令和6年3月15日(金) 午後3時～

2 場 所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2

3 議 題

- (1) 特定最低賃金専門部会の改正審議経過報告について
 - ①佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金
- (2) 特定最低賃金改正に係る意向表明について
- (3) その他

第442回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目 次

	頁
1 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告(写)・・・	1
2 陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧・・・	3
3 一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧・・・	4
4 電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧・・・	5
5 全国特定最低賃金決定状況一覧(一般機械器具)・・・	6
6 全国特定最低賃金決定状況一覧(電気機械器具)・・・	7
7 全国特定最低賃金決定状況一覧(窯業・土石製品製造業関係)・・・	8
8 最低賃金審議状況(平成25年～令和5年)・・・	9
9 佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧・・・	10
10 全国地域別最低賃金決定状況一覧・・・	11
11 目安額の推移(平成23年～令和5年)・・・	12
12 2024年特定(産業別)最低賃金の改正の意向表明について・・・	13
13 令和5年度最低賃金周知広報状況・・・	15
14 令和5年業務改善助成金交付決定実績・・・	17
15 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて・・・	19

令和5年10月10日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀地方最低賃金審議会
佐賀県陶磁器・同関連製品製造業
最低賃金専門部会
部会長 安徳 弥生

佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月5日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとすることが適当と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

区分	氏名	現職
公益代表	安徳 弥生	西九州大学健康福祉学部社会福祉学科 学科長教授
	甲斐 今日子	国立大学法人佐賀大学 名誉教授
	松本 さぎり	松本公認会計士事務所 公認会計士・税理士
労働者代表	栗原 哲也	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 会計監査
	松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	山口 幸一	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 書記長
使用者代表	有富 和美	有田商工会議所 専務理事
	松尾 剛彦	佐賀商工会議所 総務部長
	森 知巳	株式会社香蘭社 総務部長

(五十音順)

佐賀県陶磁器・同関連製品造業最低賃金

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じて主要な経済活動が陶磁器・同関連製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 901円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覽

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
改正の諮問	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5
審議会の開催日	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5
専門部会の開催日	26.10.17	27.10.22 27.10.27	28.10.18 28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10
答申日	26.10.17	27.10.27	28.10.31	29.10.4	30.10.10	元.10.7	2.10.2	3.10.8	4.10.17	5.10.10
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発効日	26.12.18	27.12.26	28.12.30	29.12.2	30.12.8	元.12.7	2.12.2	3.12.9	4.12.16	5.12.9
時間額(円)	679	695	716	738	763	791	793	822	854	901
引上げ額(円)	14	16	21	22	25	28	2	29	32	47
引上げ率(%)	2.11	2.36	3.02	3.07	3.39	3.67	0.25	3.66	3.89	5.50
地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900
地賃比(%)	100.2	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
影響率(%)	10.7	12.5	19.7	11.2	12.7	12.5	8.4	21.8	14.2	19.6
未満率(%)	2.7	2.5	3.7	0.3	1.8	2.6	2.4	2.5	0.5	2.2

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
改正の諮問	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	5.9.5	
審議会の開催日	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26 元.10.31	2.8.24	3.8.26 3.11.1	4.8.24	5.9.5	
専門部会の開催日	26.10.1 26.10.15 26.10.22	27.10.7 27.10.13 27.10.14 27.10.26	28.10.7 28.10.11 28.10.25 28.11.9	29.10.16 29.10.24 29.10.27 29.11.2	30.10.10 30.10.15 30.10.23 30.10.25 30.10.29	元.9.30 元.10.15 元.10.18 元.10.23 元.10.28	2.10.6 2.10.9 2.10.16 2.10.21	3.10.7 3.10.18 3.10.20 3.10.25	4.10.14 4.10.20 4.10.25 4.10.31	5.10.5 5.10.10 5.10.12 5.10.19 5.10.23	
答申日	26.10.22	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.31	2.10.21	3.11.1	4.10.31	5.10.30	
採決状況	○	○	○	○	○	●	○	▲	○	●	
発効日	26.12.20	27.12.25	29.1.7	30.1.3	30.12.28	元.12.29	2.12.19	3.12.31	4.12.30	5.12.29	
最低賃金額	時間額(円)	782	795	810	827	847	867	870	896	929	974
	引上額(円)	12	13	15	17	20	20	3	26	33	45
	引上率(%)	1.56	1.66	1.89	1.89	2.42	2.36	0.35	2.99	3.68	4.84
	地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900
	地賃比(%)	115.3	114.6	113.3	112.2	111.2	109.8	109.9	109.1	108.9	108.2
	影響率(%)	4.1	4.6	5.9	4.7	5.7	6.3	3.0	4.1	5.9	6.6
未満率(%)	3.6	3.4	3.5	3.2	2.3	3.1	2.9	2.5	3.8	3.3	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
改正の諮問	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5
審議会の開催日	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	5. 9. 5
専門部会の開催日	26. 10. 6 26. 10. 20 26. 10. 27	27. 10. 8 27. 10. 20 27. 10. 23	28. 10. 19 28. 10. 26 28. 10. 28 28. 11. 1	29. 10. 11 29. 10. 18 29. 10. 24 29. 10. 28	30. 10. 11 30. 10. 18 30. 10. 23 30. 10. 25	元. 9. 30 元. 10. 2 元. 10. 21 元. 10. 24	2. 10. 2 2. 10. 9 2. 10. 16	3. 10. 11 3. 10. 19	4. 10. 13 4. 10. 19 4. 10. 25	5. 10. 16 5. 10. 20 5. 10. 25
答申日	26. 10. 27	27. 10. 23	28. 11. 1	29. 10. 24	30. 10. 25	元. 10. 24	2. 10. 16	3. 10. 19	4. 10. 25	5. 10. 30
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
発効日	26. 12. 26	27. 12. 24	28. 12. 31	29. 12. 22	30. 12. 26	元. 12. 22	2. 12. 17	3. 12. 18	4. 12. 24	5. 12. 29
最低賃金額	時間額(円)	746	760	774	795	816	836	867	900	943
	引上額(円)	12	14	14	21	21	20	28	33	43
	引上率(%)	1.63	1.88	1.84	2.71	2.64	2.45	3.38	3.81	4.78
	地賃額(円)	678	694	715	737	762	790	792	821	853
	地賃比(%)	110.0	109.5	108.3	107.9	107.1	105.8	105.9	105.6	105.5
	影響率(%)	5.0	8.7	7.9	6.5	8.8	10.8	3.1	10.0	11.7
未満率(%)	2.0	4.9	2.0	2.7	4.6	1.9	2.0	6.1	7.8	

○全会一致 ●使側反対 ▲労側反対

全国特定最低賃金決定状況一覧(一般機械器具)

	都道府県名	ランク	4年度					5年度					備考
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	
1	大阪	A	1,028	31	3.11	100.5	1,023	1070	42	4.09	100.6	1,064	
2	千葉		922	—	—	93.7	984	—	—	—	—	1,026	
3	東京		832	0	0.00	77.6	1,072	—	—	—	—	1,113	
4	神奈川		857	0	0.00	80.0	1,071	—	—	—	—	1,112	一般機械①
								新設	—	—	—	1,112	ボイラ・原動機、 一般産業用機械
5	愛知		968	0	0.00	98.2	986	—	—	—	—	1,027	
6	香川	B	1,000	30	3.09	113.9	878	1,040	40	4.00	113.3	918	
7	兵庫		993	33	3.44	103.4	960	1,035	42	4.23	103.4	1,001	
8	静岡		995	25	2.58	105.4	944	1,028	33	3.32	104.5	984	
9	広島		984	26	2.71	105.8	930	1,020	36	3.66	105.2	970	
10	徳島		977	32	3.39	114.3	855	1,020	43	4.40	113.8	896	
11	滋賀		978	25	2.62	105.5	927	1,013	35	3.58	104.8	967	
12	島根		963	33	3.55	112.4	857	1,010	47	4.88	111.7	904	
13	栃木		970	31	3.30	106.2	913	1,007	37	3.81	105.6	954	
14	群馬		965	30	3.21	107.8	895	1,006	41	4.25	107.6	935	
15	茨城 ^{注1}		964	29	3.10	105.8	911	1,005	41	4.25	105.5	953	
16	岡山		972	20	2.10	109.0	892	1,005	33	3.40	107.8	932	
17	石川		971	25	2.64	109.0	891	1,000	29	2.99	107.2	933	
18	愛媛		963	33	3.45	112.9	853	997	34	3.53	111.1	897	
19	富山		960	26	2.78	105.7	908	995	35	3.65	105.0	948	
20	長野		956	29	3.13	105.3	908	994	38	3.97	104.9	948	
21	福井		915	41	4.69	103.0	888	933	18	1.97	100.2	931	
22	三重		762	0	0.00	81.7	933	—	—	—	—	973	
23	京都		822	0	0.00	84.9	968	—	—	—	—	1,008	
24	奈良		905	0	0.00	101.0	896	—	—	—	—	936	
25	佐賀		C	929	33	3.68	108.9	853	974	45	4.84	108.2	900
26	山形	919		31	3.49	107.6	854	961	42	4.57	106.8	900	
27	長崎	875		0	0.00	102.6	853	—	—	—	—	898	

注1 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業及びロボット製造業を除く。

全国特定最低賃金決定状況一覧(電気機械器具)

	都道府県名	ランク	4年度					5年度					備考
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	
1	大阪	A	994	0	0.00	97.2	1,023	1,068	74	7.44	100.4	1,064	
2	埼玉		1,013	32	3.26	102.6	987	1,055	42	4.15	102.6	1,028	
3	千葉		1,013	32	3.26	102.9	984	1,055	42	4.15	102.8	1,026	
4	東京		—	—	—	—	1,072	—	—	—	—	1,113	電気・精密機械
			—	—	—	—		—	—	—	—		電気機械
5	神奈川		—	—	—	—	1,071	—	—	—	—	1,112	電気機械①
		—	—	—	—		—	—	—	—		電子部品・デバイス	
6	愛知		—	—	—	—	986	—	—	—	—	1,027	
7	京都	B	986	29	3.03	101.9	968	1,025	39	3.96	101.7	1,008	
8	福岡		977	30	3.17	108.6	900	1,019	42	4.30	108.3	941	
9	栃木		971	31	3.30	106.4	913	1,008	37	3.81	105.7	954	
10	群馬		965	30	3.21	107.8	895	1,006	41	4.25	107.6	935	
11	新潟		965	29	3.10	108.4	890	1,005	40	4.15	107.9	931	
12	滋賀		965	26	2.77	104.1	927	1,003	38	3.94	103.7	967	精密機械・電気機械
13	茨城		961	29	3.11	105.5	911	1,002	41	4.27	105.1	953	
14	兵庫		961	31	3.33	100.1	960	1,002	41	4.27	100.1	1,001	
15	石川		923	27	3.01	103.6	891	963	40	4.33	103.2	933	
16	北海道		955	31	3.35	103.8	920	997	42	4.40	103.9	960	
17	山梨		959	25	2.68	106.8	898	997	38	3.96	106.3	938	
18	静岡		964	25	2.66	102.1	944	997	33	3.42	101.3	984	
19	広島		953	29	3.14	102.5	930	995	42	4.41	102.6	970	
20	三重		952	25	2.70	102.0	933	987	35	3.68	101.4	973	
21	愛媛		947	26	2.82	111.0	853	987	40	4.22	110.0	897	
22	山口		948	27	2.93	106.8	888	986	38	4.01	106.3	928	
23	長野		945	29	3.17	104.1	908	983	38	4.02	103.7	948	精密機械・電気機械
24	徳島		942	31	3.40	110.2	855	983	41	4.35	109.7	896	
25	香川		942	29	3.18	107.3	878	982	40	4.25	107.0	918	
26	岡山		—	—	—	—	892	974	—	—	104.5	932	
27	岐阜		929	22	2.43	102.1	910	965	36	3.88	101.6	950	
28	宮城		919	29	3.26	104.1	883	959	40	4.35	103.9	923	
29	富山		910	31	3.53	100.2	908	951	41	4.51	100.3	948	
30	島根		882	29	3.40	102.9	857	929	47	5.33	102.8	904	
31	福井		857	0	0.00	96.5	888	—	—	—	—	931	
32	奈良	891	0	0.00	99.4	896	—	—	—	—	936		
33	福島	880	24	2.80	102.6	858	—	—	—	—	900		
34	山形	C	903	31	3.56	105.7	854	945	42	4.65	105.0	900	
35	佐賀		900	33	3.81	105.5	853	943	43	4.78	104.8	900	
36	大分		896	32	3.70	104.9	854	941	45	5.02	104.7	899	
37	熊本		896	33	3.82	105.0	853	940	44	4.91	104.7	898	
38	秋田		891	30	3.48	104.5	853	930	39	4.38	103.7	897	
39	青森		888	29	3.38	104.1	853	927	39	4.39	103.2	898	
40	岩手		877	30	3.54	102.7	854	917	40	4.56	102.7	893	
41	鳥取		859	34	4.12	100.6	854	906	47	5.47	100.7	900	
42	高知		793	0	0.00	93.0	853	—	—	—	—	897	
43	長崎		864	0	0.00	101.3	853	—	—	—	—	898	
44	宮崎		831	0	0.00	97.4	853	—	—	—	—	897	
45	鹿児島		842	0	0.00	98.7	853	—	—	—	—	897	

全国特定最低賃金決定状況一覧(窯業・土石製品製造業関係)

	都道府県名	ランク	4年度					5年度				
			時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域	時間額	引上額	引上率	地賃額比	地域
1	三重	B	923	0	0.00	98.9	933	—	—	—	—	973
2	滋賀		967	25	2.65	104.3	927	1,000	33	3.41	103.4	967
3	岡山		954	14	1.49	107.0	892	980	26	2.73	105.2	932
4	佐賀	C	854	32	3.89	100.1	853	901	47	5.50	100.1	900

最低賃金審議状況(平成26年～令和5年)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度												
県	678	14	694	16	715	21	737	22	762	25	790	28	792	2	821	29	853	32	900	32	900	47
	2.11		2.36		3.03		3.08		3.39		3.67		0.25		3.66		3.90		5.51		5.51	
	10.4		10.4		10.2		10.6		10.4		10.4		10.2		10.6		10.2		10.14		10.14	
	●		○		○		▲		●		●		▲		▲		●		●		●	
一般機械	782	12	795	13	810	15	827	17	847	20	867	20	870	3	896	26	929	33	974	33	974	45
	1.15	1.56	1.15	1.66	1.13	1.89	1.12	1.89	1.11	2.42	1.10	2.36	1.10	0.35	1.09	2.99	1.09	3.68	1.08	4.84	1.08	4.84
	12.20		12.25		29.1.7		30.1.3		12.28		12.29		12.19		12.31		12.30		12.29		12.29	
	○		○		○		○		○		●		○		▲		○		○		●	
電気機械	746	12	760	14	774	14	795	21	816	21	836	20	839	3	867	28	900	33	943	33	943	43
	1.10	1.63	1.10	1.88	1.08	1.84	1.08	2.71	1.07	2.64	1.06	2.45	1.06	0.36	1.06	3.38	1.06	3.81	1.05	4.78	1.05	4.78
	12.26		12.24		12.31		12.22		12.26		12.22		12.17		12.18		12.24		12.29		12.29	
	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	
陶磁器	679	14	695	16	716	21	738	22	763	25	791	28	793	2	822	29	854	32	901	32	901	47
	1.00	2.11	1.00	2.36	1.00	3.02	1.00	3.07	1.00	3.39	1.00	3.67	1.00	0.25	1.00	3.66	1.00	3.89	1.00	5.50	1.00	5.50
	12.18		12.26		12.30		12.2		12.7		12.5		12.2		12.9		12.16		12.9		12.9	
	○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	

(注) ○は全会一致 ●は使側反対 ▲は労側反対

時間額	引上額
対県	引上率
比率	
発効日	
審議結果	

佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
改正諮問	26. 7. 8	27. 7. 2	28. 7. 7	29. 7. 10	30. 7. 2	元. 7. 5	2. 7. 2	3. 7. 2	4. 7. 6	5. 7. 11
審議会開催日	26. 7. 8	27. 7. 2	28. 7. 7	29. 7. 10	30. 7. 2	元. 7. 5	2. 7. 2	3. 7. 2	4. 7. 6	5. 7. 11
	26. 7. 31	27. 7. 31	28. 7. 29	29. 7. 19	30. 7. 27	8. 8. 1	7. 27	7. 21	7. 29	8. 1
専門部会開催日	26. 7. 8	27. 7. 10	28. 7. 8	29. 7. 31	30. 8. 8	8. 8. 8	8. 6	8. 10	8. 8	8. 18
	26. 7. 26	27. 7. 26	28. 7. 24	29. 8. 9	30. 8. 26	8. 8. 26	8. 24	8. 26	8. 24	9. 5
答申日	26. 7. 24	27. 7. 24	28. 7. 22	29. 7. 24	30. 7. 19	元. 7. 23	2. 7. 21	3. 7. 21	4. 8. 3	5. 8. 2
	26. 7. 31	27. 7. 31	28. 7. 29	29. 7. 31	30. 7. 27	7. 31	7. 27	7. 28	8. 5	8. 4
採決状況	26. 7. 8	27. 7. 2	28. 7. 8	29. 7. 8	30. 7. 8	8. 8. 8	8. 8	8. 8	8. 8	8. 8
	26. 7. 8	27. 7. 8	28. 7. 8	29. 7. 8	30. 7. 8	8. 8. 8	8. 8	8. 8	8. 8	8. 8
発効日	26. 10. 4	27. 10. 4	28. 10. 2	29. 10. 6	30. 10. 4	元. 10. 4	2. 10. 2	3. 10. 6	4. 10. 2	5. 10. 14
	678	694	715	737	762	790	792	821	853	900
引上率(%)	14	16	21	22	25	28	2	29	32	47
影響率(%)	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	3.66	3.9	5.5
未満率(%)	6.6	5.6	7.7	12.1	11.2	8.1	7.0	18.2	19.3	19.4
	1.7	1.1	1.2	2.3	2.8	1.4	1.6	1.0	1.7	2.2

(注) ○は全会一致 ●は使側反対 ▲は労側反対

全国地域別最低賃金決定状況一覧

	5年度	ランク	目安	4年度	引上額	引上率	目安比較	発効日
東京	1,113	A	41	1,072	41	3.82	0	10/1
神奈川	1,112			1,071	41	3.83	0	10/1
大阪	1,064			1,023	41	4.01	0	10/1
埼玉	1,028			987	41	4.15	0	10/1
愛知	1,027			986	41	4.16	0	10/1
千葉	1,026			984	42	4.27	1	10/1
京都	1,008	B	40	968	40	4.13	0	10/6
兵庫	1,001			960	41	4.27	1	10/1
静岡	984			944	40	4.24	0	10/1
三重	973			933	40	4.29	0	10/1
広島	970			930	40	4.30	0	10/1
滋賀	967			927	40	4.31	0	10/1
北海道	960			920	40	4.35	0	10/1
栃木	954			913	41	4.49	1	10/1
茨城	953			911	42	4.61	2	10/1
岐阜	950			910	40	4.40	0	10/1
富山	948			908	40	4.41	0	10/1
長野	948			908	40	4.41	0	10/1
福岡	941			900	41	4.56	1	10/6
山梨	938			898	40	4.45	0	10/1
奈良	936			896	40	4.46	0	10/1
群馬	935			895	40	4.47	0	10/5
石川	933			891	42	4.71	2	10/8
岡山	932			892	40	4.48	0	10/1
新潟	931			890	41	4.61	1	10/1
福井	931			888	43	4.84	3	10/1
和歌山	929			889	40	4.50	0	10/1
山口	928			888	40	4.50	0	10/1
宮城	923			883	40	4.53	0	10/1
香川	918			878	40	4.56	0	10/1
島根	904			857	47	5.48	7	10/6
福島	900			858	42	4.90	2	10/1
愛媛	897	853	44	5.16	4	10/6		
徳島	896	855	41	4.80	1	10/1		
山形	900	C	39	854	46	5.39	7	10/14
鳥取	900			854	46	5.39	7	10/5
佐賀	900			853	47	5.51	8	10/14
大分	899			854	45	5.27	6	10/6
青森	898			853	45	5.28	6	10/7
長崎	898			853	45	5.28	6	10/13
熊本	898			853	45	5.28	6	10/8
秋田	897			853	44	5.16	5	10/1
高知	897			853	44	5.16	5	10/8
宮崎	897			853	44	5.16	5	10/6
鹿児島	897			853	44	5.16	5	10/6
沖縄	896			853	43	5.04	4	10/8
岩手	893			854	39	4.57	0	10/4

目安額の推移 (平成23年～令和5年)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	
A	東京 16円 神奈川 18円 愛知 4円 大阪 7円 千葉 9円 埼玉 4円 群馬 9円 栃木 10円 茨城 8円 山梨 1円 長野 3円 東京都 1円 神奈川県 1円	13円 13円 5円 14円 6円 12円 4円 9円 10円 8円	19円	19円	19円	25円	26円	27円	28円	示さず ※2	28円	31円	41円	
B	1円 6円 3円 1円	4円 9円 10円 8円	12円	15円	18円	24円	25円	26円	27円	示さず ※2	28円	31円		
C	1円 ※1 14円	4円 10円 14円	10円	14円	16円	22円	24円	25円	26円	示さず ※2	28円	30円	40円	
D	※1 ※1 ※1 1円	4円 5円	10円	13円	16円	21円	22円	23円	26円	示さず ※2	28円	30円	39円	
A	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	A	A	A	B	B	B	B	B	示さず ※2	B	A	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県
B	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	B	B	B	C	C	C	C	示さず ※2	B	B	B	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県
C	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県	C	C	C	D	D	D	D	示さず ※2	C	C	C	東京 神奈川 大阪 愛知 千葉 埼玉 群馬 栃木 茨城 山梨 長野 東京都 神奈川県

※1:平成23年度の岩手、宮城及び福島県の3県については、同年年度の目安は、「各県ごとの被害状況等に十分に配慮」等した審議を求めたもの。
 ※2:「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

2024年1月25日

佐賀労働局長 重河 真弓 様

UAゼンセン佐賀県支部

支 部 長 近藤 三千代

電機連合電機佐賀地域協議会

議 長 古賀 敬宏

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部

執行委員長 金子 達也

2024年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明について

佐賀県における現行の特定（産業別）最低賃金3業種について、下記の通り賃金改定の意向表明を行います。

金額改定を申し出る主たる理由は、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、2024年春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

記

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金

申出者 UAゼンセン佐賀県支部
支 部 長 近藤 三千代

2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金

申出者 電機連合電機佐賀地域協議会
議 長 古賀 敬宏

3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

申出者 セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部
執行委員長 金子 達也



以 上

2024年特定（産業別）最低賃金の改正の意向表明者連絡先

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 東島 美香（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金

申出者事務局

〒840-0804 佐賀市神野東4丁目7番3号

連合佐賀

担当者 矢ヶ部 教馬（副事務局長）

電話 0952-33-3705 FAX0952-33-2805

3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

申出者事務局

〒844-0018 西松浦郡有田町本町丙1137

セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部

担当者 金子 達也（委員長）

電話 0955-42-2448 FAX0955-42-2792

以上

令和5年度最低賃金周知広報状況

(佐賀) 局

1 広報活動実績 (入力欄)

(1) ①地方自治体に対する広報

広報誌、HPへの広報依頼結果	合計		
	依頼 (件)	掲載 (件)	HP掲載 掲載 (件)
(都道府県) 地域別最低賃金	1	2	1
(都道府県) 特定最低賃金	1	2	1
(都道府県) 業務改善助成金	1	2	1
(市町) 地域別最低賃金	20	27	12
(市町) 特定最低賃金	20	13	8
(市町) 業務改善助成金	20	8	4
労働基準協会等			
地域別最低賃金	4	4	
特定最低賃金	4	1	
業務改善助成金	4	2	
労働団体			
地域別最低賃金	6	1	
特定最低賃金	6	1	
使用者団体			
地域別最低賃金	139	11	
特定最低賃金	139	2	
業務改善助成金	139	2	
教育機関等			
地域別最低賃金	14	0	
特定最低賃金	14	0	
その他			
地域別最低賃金	736	10	
特定最低賃金	736	1	
業務改善助成金	736	0	
(2) ②新聞、テレビ、ラジオによる広報	依頼の有無	掲載の有無	掲載の有無
新聞 (全国紙)	無	無	無
新聞 (地方紙)	無	無	無
テレビ	有	有	有
ラジオ	無	無	無

※注意

都道府県及び市町村は、当該団体を1単位で計上している。

(3)求人情報誌による広報	依頼 (件)		掲載 (件)	
	ポスター配付先数	8	ポスター配付枚数	2
(4)①ポスター等による広報 (本省作成分)				
国の行政機関	33		60	
地方公共団体	55		110	
労働基準協会等	4		12	
使用者団体又は労働団体	145		154	
派遣元事業主	0		0	
教育機関等 (専修学校・高校)	6		6	
教育機関等 (高専・大学)	8		9	
教育機関等 (上記以外)	0		0	
民営職業紹介所	8		8	
減額特例許可事業場	0		0	
過去5年間の最賃重点監督における違反事業場	0		0	
その他 (金融機関・郵便局、公民館等)	346		346	
(4)②ポスター等による広報 (独自作成分)	作成の有無		実施主体	
ポスター	無		-	
リーフレット	有		局	
その他	無		-	
(5)労働局HPによる広報	有無			
トップ画面への掲載	有			
本省HP及び特設サイトとのリンク	有			
(6)集団指導 (局・署) による広報	回数等			
回数	19			
参加人数	551			
事業場数	501			

※注意

都道府県及び市町村は、当該団体を1単位

最低賃金改定リーフレット等 配付先数	最低賃金リーフレット等 配付数	最低賃金改定リーフレット 配付先数	最低賃金リーフレット 配付数	業務改善補助リーフレット 配付先数	業務改善補助リーフレット 配付数
33	3,211	33	33	33	33
55	1,176	55	55	55	55
4	410	4	4	4	500
145	2,536	139	139	139	139
164	164	164	164	164	164
6	60	6	0	0	0
8	80	8	0	0	0
0	0	0	0	0	0
8	16	8	8	8	8
51	51	51	51	51	51
78	78	78	78	78	78
346	1,115	346	409	409	409

令和5年度 業務改善助成金交付決定実績

令和6年2月末現在

(1) 業務改善助成金決定状況

年度	交付決定件数	交付金額
平成27年度	9	8,483,000 円
平成28年度	18	17,433,000 円
平成29年度	14	20,363,000 円
平成30年度	17	11,510,000 円
平成31年度	12	7,414,000 円
令和2年度	17	14,493,000 円
令和3年度	38	35,923,000 円
令和4年度	32	27,144,000 円
令和5年度	208	258,655,000 円

(2) 令和5年度 業務改善助成金交付決定状況(産業分類)

産業分類		事業所数	産業分類		事業所数
N	生活関連サービス業・娯楽業	45 (3)	H	運輸業・郵送業	3 (0)
M	宿泊業・飲食サービス業	43 (8)	G	情報通信業	1 (1)
I	卸売業・小売業	35 (3)	K	不動産業・物品賃貸業	1 (0)
E	製造業	22 (8)	L	学術研究・専門・技術サービス業	1 (1)
P	医療・福祉	22 (4)	O	教育・学習支援業	1 (1)
A	農業・林業	15 (1)	J	金融・保険業	0 (0)
R	サービス業・他に分類されないもの	13 (1)	T	分類不能の産業	0 (0)
D	建設業	6 (1)		計	208 (32)

()は令和4年度2月末現在

(3) 令和5年度 業務改善助成金交付決定状況(業務効率化事業の種類)

事業内容	事業所数	労働能率の増進に資する設備・器具等
システム・ソフトウェア	54 (6)	POSレジシステム一式、宿泊予約システム、ビニールハウス換気システム、勤怠管理システム、抗ナビシステム、給与計算システム、会計システム、電子カルテシステム、セルフオーダーシステム、販売管理システム、CGLinkシステム、POSレジ連動型のハンディターミナルシステム、EPARKシステム、モバイルオーダーシステム、AI点呼システム、会計システム、コインランドリー専用IoTマルチペイメントシステム、作業計測システム、給料計算・年休管理システム、ECサイト構築、刺繍デザインソフト、新防犯カメラシステム、リネンモニタシステム、WEB会議システム
車両	12 (7)	軽運搬用貨物車両、配送車両、ハイゼットカーゴ、リフト車、バン、処置車、高所作業車、キャリアカー、積載車、ダンプ、貨物自動車、送迎車両、給食宅配車両、3tトラック、工事車両、軽バン、営業車両(代行)
機器	133 (18)	フォークリフト、建設機械コンボ、門型リフト、樹木粉碎機、コインランドリー専用IoTマルチポイントシステム、スチームコンベクションオープン、温蔵庫、アイスクリューメーカー、ロボット掃除機、窓掃除ロボット、自動ドア、乾燥機、選別システム、瞬間冷凍機、視力検査装置、真空包装機、発電機、冷凍ショーケース、エアコン、乾燥機、全自動洗濯機、食器洗浄機、システム炊飯器、食器洗い乾燥機、新型折込機、ハンディー、自動パン粉付機、巡回・道具運搬車両、高圧洗浄機、発電機、工具等、自動釣銭機、堆肥散布機、電動清掃用具、光フォトフェイシャル、ライス盛り付け機、センターカットマシン、ヘッドバス、自動掃除機、自走式草刈機、皮剥機、エアバックナー、洗浄機、コールセンサー、ディスクグラインダー、シーラー、印字プリンター、盛り付けレーン、電子ミシン、テープカッター、PC周辺機器、自動ガス回収充填装置、播種機、肥料散布機、フードプロセッサー、エアコン、スマートフォン、タブレット、インタラクティブホワイトボード、フライヤー機器、移動式台車、エンジン式動噴、連結平台車、デジタル台はかり、上皿はかり、アルミハウスカー、いちご収穫用ワゴン、充電式噴霧器、充電式運搬車、箱施用剤散布機、除草剤散布機、畔用草刈り機、オフセット草刈り機、コンテナ3連搭載ハウスカー、容器洗浄機、テーブル、台下冷蔵庫、製氷機、オートシール機、電子血圧計、ケーブルエアマット、ガス焼肉器、冷蔵庫、冷凍スライサー、縦型冷蔵庫、ネタケース、冷蔵ショーケース、卓上コンロ、収納棚、収納用倉庫、配膳用ワゴン車、介護用ベッド、自動充電機、自動帯掛け機、自動供給機、インバーター冷凍冷蔵庫、4型クランク式自動餅つき機、デジタルホワイトボード、赤外線ヒーター、ポータブルモニター、製氷機、業務用冷凍冷蔵庫、電子レンジ、ガステーブル、キューブアイスディスペンサー、デジタル歓迎板、ソフトサーバー、アップルウォッチ、電動機付自転車、机、イス、フロントローダー付きトラック、弁当・仕出し専用冷凍庫、イベント用備品、収穫物運搬車、咀嚼機能の検査機器、コンボ、遠赤外線促進機、ヘアスチーマー、スツール、ワゴン、油圧シザーズジャッキ、エクストラクターソケット、スタートキング、スマートバックアップ、ラジエーターキャップテスター、充電式インパクトレンチ、グリースチャージハイロード、スキャンツール、ワインセラー、室内用小型防犯カメラ、ネットワークレコーダー、いけす、自動酔合わせ機、アルコールチェッカー、ドライブレコーダー、位置情報GPSロガーセット、スマート配線、トラクター、コンバイン、デジタルスキャナー、コーディングマシン、ミシン、プラステチャー&フリーザー、フードスライサー、歯科用ユニット、iMac、冷凍自販機、プラステチャー(急速冷凍庫)、介護リフト、グルースプレッター(糊付け機)、解凍庫、INFINIT&、スチームコンベクション、車いす、センサーマット、歩行補助車、歩行者、EPLIFT、テフロン加工ホテルパン、ソフトサーバー、卓上型真空包装機、真空機スチームクリーナー、ラベルプリンター、シャワーボッドアラエル、入浴用車椅子、ウルトラファインミストミラブルプラス、浴室リフト、高画質、高性能カメラ、望遠レンズ、棚付きプレハブ型物置庫、電子凝固機、乗用草刈り機、業務用脱毛器、色彩選別機、診療用設備機器、ケーブルカット機、リードカット機、トルク制御電動ドライバー、ドラム式洗濯・乾燥機、全自動1枚円盤分包機、塩水攪拌機、かご台車、大容量機械・自動掃除ロボ、プレハブ冷凍庫、キューブアイスメーカー、自動扉大型冷蔵庫、手動式クレーン、専用門型架台、産業廃棄物コンテナ、電子カルテ、二十雑穀せんべい手受け計量機、脱毛機NEQST、車いす体重計、エアフロープロフィラキスマスター、スーパーバック、治療機器、ポスレジ、ガスフライヤー、集塵機、天秤台、刻印機、美顔器、電子鳩目穴かがりミシン、立体自動包装機、自動床洗浄機、エアバックナー、フィルム掛け機、オゾン発生器、布団乾燥機、無線バーコードリーダー、圧力鋳込み、ラジコン式草刈り機、応接テーブル、応接イス、書類収納棚、輪転機、シュレッダー、ラミネーター、カウンター式チャイム、短焦点プロジェクター、クラウド式電話、宅配ボックス、手打ち麺ネリ機、うどん生成熟成庫
その他	9 (1)	機械式カプラ、エッセンスオイル&天然蒸留水増量に向けた設備、選別部屋工事
計	208 (32)	

()は令和4年度2月末現在

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」(カンマ)の「、」(読点)への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店**」、「**総合スーパー**」の3種(改定の内容な次の表を参照)。このほか「、」(カンマ)の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	各種商品小売業
			百貨店、総合スーパー
			その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
			コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
			ドラッグストア
		6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	
			百貨店	
	562	5621	総合スーパーマーケット	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

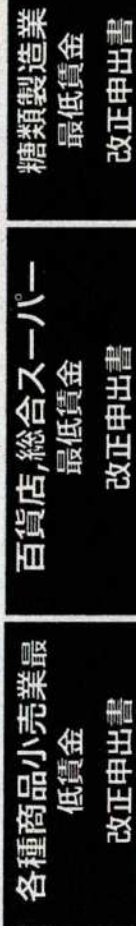
3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。**この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



- ・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
- ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申請要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性 有

必要性 有

必要性 無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で金額審議の諮問

申出書の件名（旧産業分類）で答申
件名変更等はない

- 金額審議において改正金額について答申
- ・ 答申文（本体）の件名は諮問に揃える
 - ・ 答申文（別紙）に新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●各種商品小売業の改正決定について（答申）
(以下、略)

件名は諮問に揃える

●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)

<答申文（別紙）>

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金
(略)

新産業分類に基づく件名を記載

- 1 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者
- 4～6 (略)

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

- 1 (略)
- 2 適用する使用者
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者
- 4～6 (略)

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載

雇う人も、働く人も、必ずチェック!!

佐賀県の最低賃金

<このリーフレットを事業場の見やすいところに掲示してください。>

佐賀県内の使用者は、これらの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、正規雇用労働者のほか、臨時工・パートタイマー・アルバイト等の非正規雇用の労働者を
含むすべての労働者の方に適用されます。

最低賃金制度のマスコット

チェックマン



1 地域別最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
佐賀県 最低賃金	900円	令和5年 10月14日	佐賀県内のすべての産業 (ただし、下の2で掲げる「特定(産業別)最低賃金」が適用 される産業を除く。)

2 特定(産業別)最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
一般機械器具 製造業関係	974円	令和5年 12月29日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
電気機械器具 製造業関係	943円	令和5年 12月29日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
陶磁器・同関連 製品製造業	901円	令和5年 12月9日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社

右に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され佐賀県最低賃金の適用を受けます。

- ①18歳未満又は65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時の賃金」及び「精皆勤手当」並びに「通勤手当(交通費)」及び「家族手当」は、対象になりません。

お問い合わせは 佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室 0952-32-7179

佐賀労働基準監督署 0952-32-7133

唐津労働基準監督署 0955-73-2179

武雄労働基準監督署 0954-22-2165

伊万里労働基準監督署 0955-23-4155



～ご存じですか『業務改善助成金』～

中小企業の計画的な最低賃金引上げを支援する制度があります。

ご相談 佐賀働き方改革推進支援センター 0120-610-464

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218



佐賀労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/>